

第1版 令和5年8月22日

第2版 令和6年1月22日

質疑応答集

(次世代育成支援対策施設整備交付金)

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付

施設調整等業務室

目次

I) 交付金の基本的事項.....	4
a) 契約.....	4
b) 設置主体	5
c) 予算.....	5
d) 財産処分	5
II) 協議書の作成.....	7
a) 整備区分	7
b) 基準額の算定について	9
c) 交付対象	10
III) 事業開始後の手続き	16
V) こども家庭庁への移管について.....	18

I) 交付金の基本的事項

a) 契約

Q 1 : 内示前に契約してもよいか。

A 1 : 不可。補助金適正化法第 11 条に記載のとおり、補助金の適正な執行を行う観点から、交付決定前すなわち交付決定の内容及び条件が示されないうちに事業に着手することは違法となるものと解されている。しかし、当該交付金においては慣例的に交付決定前の内示を受けた後の着工を認めており、内示の前か後かということが交付対象としての適否の目安としているため、内示前に工事業者と契約を行った事業については交付対象外とする。なお、事業に着手することとは工事の開始だけではなく、契約の締結も含まれる。

Q 2 : 内示前に入札を行ってもよいか。

A 2 : よい。前述のとおり、内示前に交付対象事業を行うことは認められていないが、入札のような、契約の事前準備に当たるものについては、行ってもよい。ただし、契約を担保するような仮契約は認められない。

Q 3 : 工事、設計、施工管理を一括して契約してよいか。

A 3 : 工事、設計、施工管理を一括で契約する、いわゆるデザインビルド方式のような整備手法であっても、協議通知に則り適切に協議がなされるものであれば、交付対象となる。なお、設計と工事の契約が一括となっていることから、

- ・ 契約は内示後に行うこと
- ・ 複数年度事業においては、1 年目に設計のみとならないよう、1 年目に工事に着手すること

にご留意いただきたい。

Q 4 : 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札等に付さなければいけないか。

A 4 : 一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

b)設置主体

Q5：交付要綱の6（6）において、児童福祉施設を除いて交付対象となる設置主体（事業者）として、「市町村が認めた法人」とあるが、株式会社等の民間事業者も含まれるか。

A5：「市町村が認めた法人」には株式会社のほか NPO 法人等も含まれる。ただし、個人事業主は法人ではないため含まれない。

Q6：協議時点で、設置主体である法人が設立されていないが、協議してよいか。また、いつまでに設立する必要があるか。

A6：協議時は法人が設立されていなくても協議は可能であるが、その場合、協議書には（仮称）を記載すること。交付決定までに法人を設立すること。

c)予算

Q7：国と市で予算の年度が異なるが、問題ないか。

例）国は令和 n 年度当初予算、市は令和 n-1 年度繰越予算

A7：当該交付金の交付としては問題ない。

Q8：交付要綱の別表 1－4 の負担割合に基づかず、自治体の負担額の一部もしくは全部を法人が肩代わりしてよいか。

A8：児童福祉施設等については、交付要綱に記載のとおり、想定 of 割合であるため、国の交付額に影響はない。（なお、児童福祉法第 56 条の 2 に基づき、国と自治体の交付額は総事業費の 3/4 を超えてはならないこととされている。）

一方、障害児施設等における自治体の負担割合は別表 1－4 に定められた割合以外は認められない。

d)財産処分

Q9：整備する施設に抵当権を設定してもよいか。

A9：よい。協議書の様式第 1 号にて、抵当権の設定の有無の欄にて、有に○をつけること。

Q10：整備する施設に根抵当権を設定してもよいか。

A10：不可。財産処分の通知の第 3 の 3「担保に供する処分（抵当権の設定）」にて、補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるものに限り、担保権の設定が認められているため、

性質上、返済の見込みがたたない根抵当権は設定できない。

なお、担保権の設定は補助金適正化法第 22 条に記載のとおり、あらかじめ承認を受ける必要があり、事前承認をうけずに担保権を設定した場合は、同法第 7 条に基づいて交付決定通知にて付した条件に違反するため、同法 17 条に記載のとおり交付決定の取消になり、同法第 18 条に記載のとおり、返還となりうる。

Q11：「改築」等の整備にあたって、既存施設を解体撤去する場合に、財産処分の承認はいつまでに受けている必要があるか。
--

A11：国の補助事業により取得し、告示により示す財産の処分制限期間に達していない施設を解体撤去する施設整備においては、実際に解体撤去される前に承認を受けること。

II) 協議書の作成

a)整備区分

Q12:「改築」と「大規模修繕等」の違いは何か。

A12:既存施設の躯体をいじる整備は「改築」で、躯体をいじらない整備は「大規模修繕等」となる。

※施設の躯体とは、建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」のこと。

Q13:新たに事業を行うために、既にある施設を内部改修する整備を行う場合、整備区分は何か。

A13:「創設」は新たに事業を行うための整備となるため、本事例の整備区分は「大規模修繕等」とはならず、「創設」となる。

Q14:移転するために、移転先で新築工事する場合や、移転先の既存施設を改修工事する場合、整備区分は何か。

A14:いずれも「改築」となる（あわせて定員の増員があれば「増改築」）。なお、賃貸物件からの移転も「改築」として交付対象となるが、移転前の施設は自己所有物件ではないため、解体撤去工事費は交付対象外となる。

Q15:同一の施設において複数の整備を行う場合、どのように申請すればよいか。

A15:整備箇所が明確に分かれる場合は、整備区分ごとに協議すること。

例えば、施設の別々の箇所をそれぞれ「一部改築」と「大規模修繕等」する場合はそれぞれの整備区分ごとに協議すること。

同一の施設で「全面改築」と「大規模修繕等」を行う場合は、整備範囲がかぶるため、「改築」のみでの協議となる。ただし、アスベスト処理工事においては、同じ整備箇所であっても別々に協議が可能。

なお、複数の整備区分ごとに協議する場合は、Q1 に記載のとおり、それぞれの協議の内示後に工事業者との契約を行うこと。

Q16:「創設」と「防犯対策の強化にかかる整備」は別途協議可能か。

A16:不可。創設、増改築、改築、大規模修繕等（大規模修繕等については、津波対策として高台への移転を行うものに限る）（以下「創設等」という。）のうち、施設全体に係る工事（※）を行う場合の防犯対策強化整備事業に掲げる外構や設備等の整備については、

本体工事と一体的に整備するものであり、「創設等」と「防犯対策の強化にかかる整備」を分けて協議せず、「創設等」として協議すること（この協議に「防犯対策の強化にかかる整備」に係る費用も対象経費に含めてよい。）

なお、「増築」（又は「拡張」）の場合、外構整備は別途協議可能であるが、増築部分（又は拡張部分）にかかる非常通報装置等の整備は「増築」（又は「拡張」）として本体工事と一体的に協議すること。

※施設の総延床面積の70%以上の施設整備を行うもの

Q17：児童養護施設において、新たに分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設を整備する場合、整備区分は何か。

A17：「創設」となる。

Q18：児童養護施設において、敷地内小規模グループケアを整備する場合、整備区分は何か。

A18：本体施設の躯体をいじる整備であれば「改築」または「増改築」となる。本体施設の躯体をいじらずに内部改修する整備は「大規模修繕等」となる。本体施設の躯体をいじらずに増築する整備は、定員の増加を伴う整備は「増築」となり、定員の増加を伴わない整備は「拡張」となる。

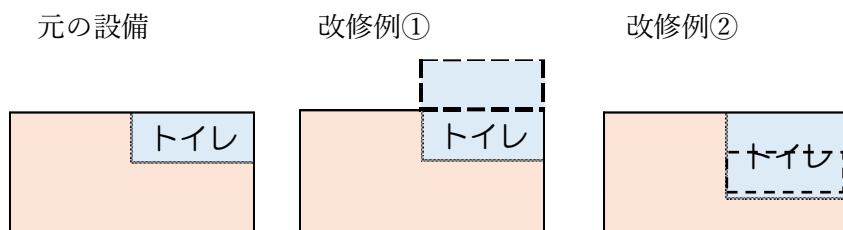
Q19：事務室の増設などで、定員の増員が図られない増築工事を行う場合、整備区分は何か。

A19：「拡張」となる。

なお、児童厚生施設における「拡張」の整備の場合は、一部改築及び拡張の取扱い通知によって交付基礎点数の上限が定められていることに留意されたい。

Q20：トイレの増設・改修を行う場合、整備区分は何か。

A20：改修例①のように施設の延床面積を増やして、増設するという意味であれば、その増加した面積分（点線で囲った部分）にかかる経費は「拡張」として交付対象となる。なお、既存のトイレ部分を解体し、トイレを新築するのであれば「改築」として、増加した面積分も含めて交付対象となる。改修例②のようにトイレと隣接する部屋の面積を減らしてトイレの面積を増加させる場合は、「大規模修繕等」として交付対象となる。



Q21：複合施設を整備するにあたって、児童厚生施設は移転、地域子育て支援拠点事業所は新たに事業を開始など、施設種別によって整備区分が異なる場合、整備区分は何か。

A21：施設種別ごとに協議し、施設種別ごとに判断するため、児童厚生施設は「改築」、地域子育て支援拠点事業は「創設」となる。

b)基準額の算定について

Q22：大規模修繕等において、公的機関の見積書が取得できない場合はどのように交付基礎点数を算出するか。

A22：工事請負業者3社の見積もりを取得し、3社のうち1社を公的機関の見積りとみなす。
なお、協議の際には見積書とあわせて、「なぜ公的機関の見積りを取得できないのか」「工事請負業者3社のうちのどれをどのような理由で公的機関の見積りとみなすのか」を記載した説明文を提出すること。

また、協議時に提出する見積書はあくまで適切な交付額を算出するための資料である。そのため、協議どおりの事業が行われるのであれば、必ずしも協議時に提出した見積書のうち最も安価な見積書に基づいて契約する必要はない。（見積書を取得していない業者または安価ではなかった業者と契約してもよい。）

ただし、協議時と工事内容が変更する場合は変更協議が必要となる。

Q23：大規模修繕等、防犯対策強化にかかる整備において、見積書3つ取得できない場合は2つ又は1つでも構わないか。

A23：不可。大規模修繕等における交付基準額は、公的機関の見積り及び民間工事請負業者2社※1の見積りを比較して、最も低い方の価格に国の負担割合を乗じたものとしている。見積りが2つ又は1つの場合、交付基準額の算出ができないため、交付自体ができない。なお、当該整備における仮施設整備工事費についても、同様の取扱いとする。

※1 公的見積りが取得できない場合は民間工事請負業者3社の見積りでも可とする。

Q24：仮施設整備工事費及び解体撤去工事費は整備後の定員数による基準額を適用するか。

A24：整備前の定員によって、基準額を算出すること。なお、一部の定員にだけ工事が係る場合（障害児施設等は除く）は、工事にかかる定員を算出すること。ただし、仮施設整備工事については、工事にかかる定員は、仮施設内の定員が上限となる。

Q25：子育て短期支援事業のための居室等整備加算は、施設全体に係る定員により算出するか。

A25：子育て短期支援事業を実施するにあたり整備した居室定員により算出する。

Q26：「拡張」の整備を行う場合、一部改築及び拡張の取扱い通知によって、拡張にかかる分を算出するが、加算も同様に算出するか。

A26：本体工事費、初度設備相当加算に限って、拡張部分にかかる分を算出するが、子育て短期支援事業のための居室等整備加算等の他の加算は交付要綱の別表2で示された点数の満額で算出する。

Q27：複合施設の場合、どのように対象経費の実支出予定額等を算出するか。

A27：整備費の対象施設に掛かる経費を分けて見積もりを取得することができない場合、複合施設全体の経費から按分して求めることになる。按分方法については専有面積比などの合理的な手段を用いて、按分を行うこと。

またトイレなどの共有部分の対象経費については、整備後の利用見込みなども踏まえ各共有部分ごとに按分すること。

(例) 複合施設内の施設種別 A、B、C において、A、B しか利用しない共有部分は A と B のみで按分。

Q28：複数年度事業において、進捗率はどのように算出するか。

A28：当該年度の交付対象となる工事の出来高(金額ベース)にて算出するのが適切である。

なお、仮設施設工事、解体撤去工事を含める。

また、当該年度の交付額は、「工事全体の交付額×当該年度の進捗率」(小数点切り捨て)で算出すること。加算ごとに進捗率を乗じるわけではない。

c) 交付対象

Q29：賃貸物件の整備は交付対象となるか。

A29：施設(建物)が自己所有ではなく、賃貸物件の場合は交付対象外となる。ただし、大規模修繕等における「障害福祉サービス事業等改修整備」は賃貸物件の場合も交付対象となる。

Q30：建物は自己所有であるが、土地は賃貸である場合は交付対象となるか。

A30：交付対象となる。

Q31：基本設計料は対象経費に含めてよいか。

A31：基本設計料については対象経費に含めない。

Q32：実施設計料は対象経費に含めてよいか。

A32：実施設計料は対象経費に含まれるが、工事事務費としての対象となることから、工事費又は工事請負費の2.6%が上限となる。

Q33：交付対象外となる工事（外構工事等）にかかる実施設計料、工事事務費は対象経費に含めてよいか。

A33：本体工事に補助対象外経費が含まれる場合は、実施設計料や工事事務費など、工事全体にかかる共通経費についても、「補助対象工事分」「補助対象外工事分」を明確にしたうえで、「補助対象工事分」のみを補助対象経費として計上すること。なお、共通経費のうち、補助対象外工事にかかる費用を明確に区分できる場合は、そのことがわかるように示すこと。明確な区分が難しい場合は、本体工事費に占める補助対象外経費の割合を算定し、共通経費を按分することで、対外的に説明可能な形で区分すること。

Q34：同一施設において、短期間の間に複数の協議をしてよいか。また、同一事業主が、複数の施設について同時に協議をしてよいか。

A34：いずれも可能。ただし、短期間の間に複数の整備を行う場合、財産処分の承認が必要な場合があるため、事前に相談されたい。

Q35：既存施設の建て直しを行う際に、定員が減員となるが交付対象となるか。

A35：「改築」として交付対象となる。

Q36：1年目に実施設計、2年目に工事という2カ年事業において、設計料は交付対象となるか。

A36：交付対象外となる。複数年事業における進捗率とは、工事の進捗率のことである。本事案のように1年目に工事が始まらず、進捗率が0%となってしまう場合は、工事が始まる年度から事業を開始いただくこととなる。（再協議となり、その内示後に契約・工事を行うことになる。）そのため、設計料を交付対象とする場合は、実施設計を行った年度内に着工する必要がある。

Q37：非常用自家発電の整備は交付対象となるか。

A37：既存施設に非常用自家発電設備を設置する整備を行う場合は「大規模修繕等」として交付対象となる。建て直しなどの「改築」等とあわせて整備する場合は「改築」等の対

象経費に含めること。

なお、大規模修繕等の通知 1（8）土砂災害等に備えた施設の一部改修等に該当する整備の場合、入所施設においても対象経費の実支出額の合計が 500 万円以上であれば交付対象となる。

Q38：アスベスト調査等の調査に係る費用を補助対象として良いか。

A38：不可。原則、施設整備に要する経費のみが補助対象となる。

Q39：空調設備、クローゼットなどの設備は交付対象となるか。

A39：施設と一体的に整備される設備であって、工事費に含まれるものであれば交付対象となる。釘や金具で固定するだけでなく、施設の外壁、天井等と一体的になっているものが交付対象となる。特に空調設備について、壁掛け式や天井吊り下げ式、床置き式の設備を釘や金具で固定するだけの場合は対象外となるので留意願いたい。

Q40：照明設備を LED 化する整備は交付対象となるか。

A40：既存の照明・電気設備が一定年数（概ね 10 年間）を経過し、使用に堪えなくなり、改修が必要であれば、大規模修繕等として交付対象となる。

Q41：「大規模修繕等」の整備において、350 万円の冷暖房設備の工事、700 万円の屋根の防水工事を行う場合、交付対象となるか。

A41：「大規模修繕等」の通知に記載される対象事業にかかる対象経費の実支出額の合計が 1000 万円以上（入所施設以外の施設は 500 万円以上）であれば交付対象となる。なお、冷暖房設備、感染症対策の工事のみの場合は 300 万円以上であれば交付対象となる。

Q42：大規模修繕等の「衛生環境の改善を目的としたトイレや調理場等の改修工事、手洗い場等の設置・改修工事」とは具体的にはどのような整備が交付対象となるか。

A42：基本的には下記 2 点の事業であり、それ以外の整備についてはどのように感染症対策となるかを合理的に説明できるものに限り交付対象となる。

ア 衛生環境の改善を目的としたトイレ及び調理場の改修を行う場合については、床の乾式化を行うことを要件とする。その際に一体的に実施する改修工事は、必要最低限の範囲で、その必要性が合理的に説明できるものに限り補助対象とする。

（既に乾式化されている施設については交付対象外となる。）

イ 手洗い場の整備を行う場合については、新規設置だけでなく既存設備の改修も対象

となるが、手洗いの徹底のための増設や非接触型蛇口の設置等、衛生環境の改善を目的とすることが合理的に説明できるものに限り補助対象とする。

Q43：大規模修繕等の通知内に記載されている「施設延面積（こども家庭庁長官が認めた面積）」とは施設の延床面積でよいのか。

A43：整備に係る施設面積となる。

※主に施設の模様替えを想定しており、設備の修繕では算出不要。

Q44：「大規模修繕等」において、実施設計料は交付対象となるか。

A44：交付対象となる。ただし、公的機関の見積もりと工事請負業者2社の計3つの見積もりの添付が必要。なお、内示前に契約したものについては交付対象外となるため留意されたい。

Q45：「大規模修繕等」において、協議時点では対象経費の実支出予定額が1000万円以上（入所施設以外の施設は500万円以上）であったが、実際に入札等を行った結果、対象経費の実支出予定額が1000万円（入所施設以外の施設は500万円）を下回った場合は交付対象となるか。

A45：交付対象外となる。実支出予定額が1000万円（入所施設以外の施設は500万円）を下回ることが判明した時点で内示の取下げを行っていただくこととなる。

Q46：次世代育成支援対策施設整備交付金を活用して開設していない施設での「大規模修繕等」の整備は交付対象となるか。

A46：自己資金、他の補助金等で開設した施設の整備であっても交付対象となる。

Q47：「防犯対策の強化にかかる整備」ではどのような整備が交付対象となるか。

A47：防犯対策の強化を目的とした、以下のような整備が対象。

・外構の整備・設置（防犯機能の向上のためのフェンスやブロック塀、門扉の修繕・補強・設置など）

※再設置の整備において、既存の門・フェンス等の解体撤去工事費も「防犯対策の強化にかかる整備（外構）」として交付対象となる。

・非常用通報装置、防犯カメラ等の設置（リースは対象外。）

などが交付対象となる。

なお、防犯カメラ等の設置（買い換え含む）ではなく修理に要する費用は大規模修繕等となる。

また、防犯対策でなく、保育事故の防止等を目的とした防犯カメラの設置は対象外と

なる。

Q48：「防犯対策の強化にかかる整備」において、見積額が 30 万円以上であれば交付対象となるか。

A48：「門、フェンス等の外構の設置、修繕等」については見積額が 100 万円以上（入所施設以外の施設は 30 万円以上）、「非常通報装置等の設置」については見積額のうち対象経費が 30 万円以上であれば、交付対象となる。なお、非常通報装置等の整備については、交付基準額 90 万円が上限となるため、留意されたい。

Q49：駐車場・園庭にかかる整備は外構工事として交付対象となるか。

A49：当該交付金は「施設整備」交付金であり、原則として外構工事は原則交付対象外となる。ただし、「防犯対策の強化にかかる整備（外構）」は交付対象となる。

Q50：賃貸物件において、防犯カメラを設置する場合は交付対象となるか。

A50：「防音壁整備」や「防犯対策の強化にかかる整備」等において、自己所有物件に限って交付対象となる。

Q51：特殊附帯工事としてソーラーパネルを設置する場合、当該発電による余剰電気を売電してよいか。

A51：余剰電気の売電による収入については、整備を行った施設の運営に充てるのであれば問題ない。ただし、発電した電気をすべて売電する目的でソーラーパネルを設置する場合は、本事業の趣旨から外れるため交付対象外とする。

Q52：本体工事については内示後に契約するが、実施設計については内示前に契約したい。この場合も設計料加算を適用できるか。

A52：内示前に契約したものは交付対象外であり、加算の適用はできない。

Q53：初度設備相当加算とは何か。

A53：施設と不可分の設備（埋込み式の空調設備や壁と一体となっている収納、建物に埋め込まれている調理器具、エレベーター等）を整備する際に加算を適用する。

Q54：賃貸物件を改修して仮施設として利用する場合、その改修費と賃借料は交付対象となるか。

A54：どちらも仮施設整備工事費として交付対象となる。また仮施設として利用するために改修した場合は、原状復旧が必要となるが、原状復旧費用も交付対象となる。

Q55：仮設施設整備工事費によって整備された仮設施設の解体撤去にかかる費用は交付対象となるか。

A55：仮設施設整備工事費として交付対象となる。

Q56：仮設施設整備工事費によって整備された仮設施設を解体せずにそのまま別な施設として利用してよいか。

A56：仮設施設として解体を前提に整備しているため、解体せずに別な施設に転用することは財産処分の「転用」にあたり国庫納付となる。また、あらかじめ別な施設に転用することを前提として整備する場合は、「仮設」施設ではないため、仮設施設整備工事費として交付対象外となる。

Q57：「創設」の工事において、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費は交付対象となるか。

A57：解体撤去工事費は、老朽化等に伴う「改築」等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事を要する場合に交付対象となるため、新たに事業を行う「創設」の場合は既存施設がないため、交付対象外となる。同様の考えにより仮設施設整備工事費も交付対象外となる。

Q58：解体撤去工事及び仮設施設整備工事は本体工事と別に契約を交わしてもよいか。

A58：別々に契約を交わしてよい。（ただし、内示前に契約していた場合は交付対象外）

Q59：解体撤去工事のみは交付対象となるか。

A59：本体工事にあわせての解体撤去工事費は対象となるが、解体撤去工事費のみでは協議不可。

Ⅲ) 事業開始後の手続き

Q60：複数年度事業の場合、毎年協議が必要か。

A60：毎年度、協議書の提出を行う必要がある。なお、2 カ年目以降は第 1 次協議にて協議すること。

Q61：単年度事業として内示をうけたが、建築資材が確保できなかったことなどにより工事が年度内に終わらないことが発覚した場合、どのような手続きをすればよいか。

A61：管内の財務局と相談の上、繰越手続きをすること。なお、翌年度に繰り越した分は、当年度中に受け入れてはならないためご留意願いたい。

※繰越し及び翌債の承認を要する事由が発生した場合は、速やかに手続きを開始すること。

※当初予算での内示であれば明許繰越。繰越予算での内示であれば事故繰越となる。

Q62：事業が年度内に終わらないことが発覚したが、財務局との相談の結果、事故繰越ができない場合はどのような手続きをすればよいか。

A62：各地方厚生局あてに変更協議を行った上で、変更交付申請を行い、変更交付決定をうけること。

Q63：すでに内示をうけた事業について、諸般の事情により取りやめる場合はどのような手続きが必要か。

A63：取下げ書（任意様式）を各地方厚生局あてに送付すること。なお、交付決定をうけていた場合は、交付決定の取下げ手続きを要する。

※対象施設、取消しの理由は必ず記載すること。

Q64：工事内容、定員等の変更があり、内示額の変更が生じる場合はどのような手続きをすればよいか。

A64：各地方厚生局あてに変更協議をすること。同様の協議書一式に加え、「変更となる対象施設」「変更箇所」「変更理由」を記載した書面（任意様式）の提出が必要。

なお、入札や資材高騰等による事情の変更等により工事費が増額した場合であっても、増額の変更協議は原則受け付けない。

Q65：複数年度事業において、1 年目は進捗率 20%で交付決定をうけているが、実際には 5%しか工事が完了しなかった場合は、どのように対応すべきか。

A65：繰越手続きを行うこと。この場合は1年目に5%分の支払いを受け入れて、15%分を2年目に繰越する。ただし、繰越予算にて内示されていたため、事故繰越を行うところ、繰越が望めない場合などは変更協議にて進捗率を変更されたい。

V) こども家庭庁への移管について

Q66：本交付金が令和 5 年度より厚生労働省からこども家庭庁に移管となったが、児童福祉施設等において変更となった点は何か。

A66：令和 5 年 4 月 1 日にこども家庭庁が設立され、本交付金については厚生労働省からこども家庭庁へ移管することとなり、以下の点について変更となった。

- ・ 婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設が交付の対象外。
(当該施設は厚生労働省所管社会福祉施設等施設整備費補助金にて補助される。)

Q67：障害児施設等が厚生労働省所管の社会福祉施設等施設整備費補助金から本交付金からの補助となったが、主な相違点は何か。

A67：本交付金は、都道府県、市町村が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画または防犯対策強化整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される事業に対しての交付金であり、都道府県、市町村に対する直接補助であることが主な相違点である。
その他、交付額、交付対象等について、社会福祉施設等施設整備費補助金と同内容のものを想定し制度設計している。

なお、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助基準単価は、都道府県負担分を含めて額が設定されているところ、本交付金は直接補助のため、国費相当部分のみを交付基礎点数としている。

Q68：障害児施設等において、次世代育成支援対策を推進するための整備計画が未策定であるが交付を受けることはできるか。

A68：不可。

Q69：障害児施設等において、増築、増改築はどのように交付基礎点数を算出すべきか。

A69：増築整備（既存施設の現在定員の増員）を用いる。施設の規模に関わらず、本体単価は用いない。なお、工事にかかる定員分の基礎点数の算出は要しない。

Q70：障害児施設等において、一部改築（増改築、増築は除く）はどのように交付基礎点数を算出すべきか。

A70：整備後の定員に該当する本体単価を用いる。なお、障害児施設等においては、工事にかかる定員分の基礎点数の算出は要しない。

Q71：障害児施設等において、移転改築をする場合の整備区分は何か。

A71：整備後に定員が増える場合は増改築、定員が増えない場合は改築となる。なお、定員が増えず、延床面積を増やす意図での移転改築は拡張となる。

Q72：多機能型施設とは何か。

A72：多機能型事業所とは、障害者総合支援法に基づく指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法に基づく指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の事業のうち、2以上の事業を一体的に行うことをいう。

Q73：障害児通所支援事業のみで構成する多機能型施設の協議はどのように行うべきか。

A73：以下の多機能型施設は利用定員の最も多い事業の整備として協議すること。また、交付基礎点数は各事業の利用定員の合計に応じた点数を用いること。

- ① 福祉型児童発達支援センター及び医療型発達支援センターを同一施設で合築する場合
- ② 福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所のうち複数の事業を同一施設で合築する場合

Q74：多機能型施設以外の施設において複数の事業を整備する場合、協議はどのように行うべきか

A74：各事業単位で協議を行う。なお、実支出予定額は面積比率等合理的な手法により按分を行うこと。